

第204回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) ウクライナ避難民生活立上支援業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(2) 外国人の就学状況訪問調査の調査業務委託について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告</p> <p>ア 金沢区転出者アンケート調査事務</p> <p>イ 地域防災拠点における女性のための防災研修</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>ア EDR及びMDRサービス運用事務</p> <p>イ デジタルガバメント推進のための創発プラットフォーム運営支援委託</p> <p>ウ デジタルガバメント推進のための創発プラットフォーム運営支援委託 (講演会部分は除き、法人の情報に係る部分に限る。)</p> <p>(3) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告</p> <p>ア サーバー内データ移行作業委託</p> <p>イ サーバー内データ復旧作業</p> <p>(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告</p> <p>横浜市外転出者・市内転入者意識調査</p> <p>(5) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告</p> <p>横浜市営交通経営審議会 会議録作成業務委託</p> <p>(6) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告</p> <p>ア JR鶴見線で巡る緑のスタンプラリー</p> <p>イ 医療マンガ大賞</p> <p>(7) 生涯学習等講座の企画運営業務の委託についての報告</p> <p>ア デジタルガバメント推進のための創発プラットフォーム運営支援委託 (講演会に限り、法人に係る情報を除く。)</p> <p>イ 地域防災拠点における女性のための防災研修</p> <p>(8) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告</p> <p>ア 金沢区転出者アンケート調査事務</p> <p>イ EDR及びMDRサービス運用事務</p> <p>ウ 子ども・子育て支援法等に関する事務</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (13件)</p> <p>(10) 個人情報ファイル簿兼届出書 (1件)</p> <p>(11) 個人情報ファイル簿変更届出書 (4件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 「令和4年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告 (令和4年9月21日から同年10月20日まで)</p> <p>(3) 新法66条の事務委託に係る「安全管理措置」について</p> <p>(4) その他</p>
-----	--

日 時	令和4年10月26日（水）午後2時から午後3時30分まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと1・2・3
出席者	中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、永井委員、三品委員、吉田委員（全員WEB会議により参加）
欠席者	板垣委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項（1）及び（2）について、承認する。</li> <li>・報告事項及びその他について、了承する。</li> </ul>
議 事	<p><b>【開 会】</b>  （事務局） それでは、ただいまから第204回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、板垣委員からの御欠席の御連絡と鈴木委員から遅れる旨の御連絡をいただいておりますが、ほか7名の委員は御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>開会に先立ちまして、一点報告させてください。</p> <p>本年5月に諮問させていただいた、「個人情報保護条例の改正」については、前回の審議会でもご議論いただき、最終的な文言を中村会長に確認して頂いた上で、10月7日に記者発表を行いました。</p> <p>委員のみなさまには、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。今後、いただいた答申を踏まえ、条文の作りこみを行い、12月の市会に提案いたします。引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。  （中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思っておりますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。  （各委員） &lt;異議なし&gt;  （中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p><b>1 会議録の承認</b>  （中村会長） それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第203回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。  （各委員） &lt;異議なし&gt;  （中村会長） それでは承認といたします。</p> <p><b>2 審議事項</b>  （1）【案件1】ウクライナ避難民生活立上支援業務委託について（個人情報を取り</p>

扱う事務開始届出書を含む。)

(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「ウクライナ避難民生活立上支援業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(大谷委員) 身元保証人や対象避難民と横浜市の間で、メールの授受により、必要とされる支援に関する個人情報のやり取りが発生すると思えます。どのような保護対策を取っていますか。

(所管課) 受託業者は立ち上げ支援事務局として携帯電話番号やメールアドレスをすでに持っています。そのアドレス等を利用した避難民や保証人とのやり取りについては、委託業務の範囲内で、個人情報保護の誓約も締結した上で行っています。

また、受託業者は連絡用にパソコン2台を保有しています。基本的には個人情報のやり取りはないとのことですが、支援に関する連絡を行う中で、当然、個人情報を含むやり取りが生じることはあります。受託者の業務終了後は、パソコン2台と携帯電話を、所管課の管理下において施錠した状態で保管します。

(大谷委員) 基本的にメールで個人情報のやり取りはしないという原則を徹底し、メールボックス等に入っている情報については、端末を施錠して管理することにより漏えいしない状況にしているということですね。

(所管課) そのとおりです。

(中村会長) 7ページの「4 個人情報の管理体制【事務の委託】」の「データ廃棄方法」で、紙データが扱われることを前提として、「所管課が受託者から回収し、廃棄」と記載されています。紙データはどのような場面で扱われますか。

(所管課) 同行支援の際、避難民と待ち合わせをする場合があります。受託者が使用する端末は、基本的にスタンドアロン端末であるため、個人情報を含むデータのプリントアウトができませんが、待ち合わせ時に避難民の名前や連絡先が分からないと不便です。そのため、受託者から所管課に依頼が来た場合に、避難民に関するデータをプリントアウトして受託者に渡し、同行支援終了後に回収します。

(中村会長) スタンドアロンの端末を貸し出して作業するとのことですが、ヒアリングシート、日報や月報等も、端末内のデータで受け渡しを行うのですか。

(所管課) 端末ごと預かり、所管課のサーバーでデータを更新します。

(後藤委員) 避難者の支援は非常に気を遣い大変だと思えます。支援サービス自体が円滑に提供されることが一番大切な点であり、その中で個人情報についても配慮していただき、有り難いです。

逆に、個人情報保護にこだわり、サービス自体が円滑に提供されなくなると元も子もありません。実際には不具合もなく、避難者も支援者も満足しているのでしょうか。

(所管課) 我々所管課と受託者が同じ事務所内で一緒に動いており、適切な支援を提供することを第一に事務を行っております。現状では、横浜市の職員が主体となって支援を行っています。

今後、横浜市から独立した形で支援業務を行っていくことが課題になってきます。我々所管課も様子を見ながら支援事業から離れる予定ですが、満足度という点は重要視して事業を行ってまいります。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

## (2) 【案件2】外国人の就学状況訪問調査の調査業務委託について

(中村会長) 次に案件2「外国人の就学状況訪問調査の調査業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

13ページの「3 審議に係る事務【事務の委託】」の「内容対象者」の(2)で、委託先が電子データの対象者一覧を持参して自宅を訪問することになっています。そのとき持参する対象者一覧は、訪問する調査対象者以外の対象者のデータも含まれた一覧表ですか。

(所管課) 先日入札を行い、これから委託先と契約を結びます。契約締結後に、必要ない個人情報データを持ち歩かないように委託先と協議します。

(中村会長) データ受け渡しに使用する媒体が事業所以外に持ち出されることで、漏えいの危険が出てくるため、注意して協議をお願いします。

(吉田委員) 紙と電子データのどちらで管理をするかについては、まだ委託先との調整ができていないのでしょうか。

(所管課) そのとおりです。事業者によって業務を行いやすい方法に違いがありますので、委託先が決まってから協議します。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

## 3 報告事項

### 4 その他

(中村会長) 次に、順番が前後しますが、先に「4 その他」の「(1)「令和4年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について」の報告を受けたいと思っております。まず事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい、別冊の報告書をお手元に御用意ください。「令和4年度 個人情報

報取扱事務に関する実地調査報告書」でございます。

横浜市個人情報保護に関する条例では、第 58 条第 2 項において「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」を設置し、実施機関における個人情報の保護に関し、審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行っております。

今回、令和 4 年度の実地調査報告書がまとまりましたので、第三者評価委員会の加島委員長から御報告をいただきます。

本来であれば、この審議会場で加島委員長から中村会長へ報告書をお渡しいただくのですが、今回は WEB 会議ですので、報告書は事前に皆さまへお送りさせていただきました。このあと、加島委員長から、報告書の概要について御説明いただきます。

なお、報告書に係る今後のスケジュールですが、11 月 30 日に、中村会長から市長宛てに、実際の対応は副市長となりますが、報告書を提出し、加島委員長から御説明いただく予定です。提出後、記者発表（資料配付）を行い、市のホームページにも報告書の内容を掲載し、庁内にも周知を図る予定です。

では、加島委員長、お願いします。

(加島委員) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に御意見がないようであれば、審議会として報告書を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認いたします。

続いて、「報告事項」及び「その他」の「(2) 個人情報漏えい事案の報告」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

<資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

それでは次に、「4 その他」の「(3) 新法 66 条の事務委託に係る「安全管理措置」について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(大谷委員) 実際に委託先と契約を締結する際のチェック項目等がチェックリストという形で分かりやすく作られており、大変よい取組ではないかと感じました。

事務対応ガイドでは、技術的安全管理措置についても項目の記載があります

が、チェックリストの技術的安全管理措置の部分が少し不足しているのではないかと思いますので意見を述べさせていただきます。

資料1の「10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の「(6) 電算処理を行う場合の個人情報保護対策」は、物理的安全管理措置として位置付けられておりますが、技術的安全管理措置としての位置付けがより適切ではないかと思えます。

また、項目の中に若干不十分ではと思う箇所があります。資料2の「物理的安全管理措置」の最終項目に、アクセス制御の件について「はい、いいえ」のチェックを入れる箇所がありますが、不正アクセスを検知するためのシステム的な対応や導入しているソフトの脆弱性を解決するためのソフトアップデートが常に自動的に行われる仕組みとなっているか、マルウェアの検知、ファイヤーウォールといった基本的な項目についても個別項目にするべきだと思います。チェック項目が多くなってしまい、たくさんの項目に「はい、いいえ」を付けてもらうのは実務上厳しいかもしれませんが、個人情報保護委員会の民間事業者向けの安全管理措置に述べられている程度の項目は網羅しておく必要があるのではないかと思います。

今の項目以外にも、利用する通信経路の暗号化、パスワードの付け方等についても確認する項目を入れておいたほうがよいのではないかと思います。個別具体的な項目については事務対応ガイドのほかに、民間事業者向けの項目も参照したほうがよいと思えます。

さらに、資料1の「外的要因の把握」についてですが、外国のサーバーに情報がある場合と、外国のサーバー上で個人情報データを取り扱う場合と区別して、どちらに相当するのかが確認できるように項目を設けたほうがよいと思えます。

外国に個人データが置かれている状態を適切に把握する必要があります。外国のサーバー上に個人データがあっても、物理的に外国で取り扱うことがなければ、「外国での取扱いがない」と解釈し、そのような返事をする会社が大変多いです。クラウドを利用する場合には大抵、外国サーバー上にデータを保管する仕様になっています。そのため、まず外国にデータがあることを答えてもらい、外国サーバー上での取扱いが発生しているかどうかについて回答してもらうことが必要だと思いますので、もう少し細分化したほうがよいと思えます。

(事務局) 資料1も資料2も、このレベルの対策しかとる予定でない、ということではありません。使い勝手も考え、なるべく複雑なものにしたいという思いはありますが、まずは「このような運用についてどうか」ということを諮った上で練り上げていくつもりです。頂いた御意見は今後の参考にさせていただきます。

(中村会長) 委託先の事業者にきちんと報告してもらうことと、担当課でもチェックリストを作ってチェックするという方向性には誰も異論はないと思えます。

(事務局) いかにも内容を拡充し、この精度を高めていくかということが次の課題です。そこは検討します。

(鈴木委員) 再委託についての取扱いがどうなるか、考え方を教えてください。横浜市が再委託先を監督しますか。委託先が再委託先を指揮監督することについても何かしら横浜市が管理する予定ですか。

(事務局) 現在、個人情報取扱特記事項を練り上げているところです。再委託をする際の安全管理措置については2種類の案を作っています。

これまで再々委託は絶対禁止としておりましたが、実務にそぐわない部分があるため、再々委託を可能にすることはほぼ確定しています。その際、再々委託先やその先で、何か個人情報に関する事故が発生した場合、横浜市から直接請け負った業者が責任を負うというスキームがよいのか、それとも、責任が徐々に下の請負業者に下りていく形がいいのかについて検討しているところです。

前者の案は横浜市としてはコントロールがしやすいのですが、受託先にとってかなり過酷なスキームになるため、横浜市の仕事を誰も受けてくれないという本末転倒な状況になる可能性があります。後者は、受託先にとって過酷ではないですが、横浜市による管理が及ばなくなってしまうため、本当にそれで大丈夫かという不安もあります。恐らく次回にはお示しできますので、率直な意見を頂きたいと思います。

(加島委員) 資料2の「組織的安全管理措置」の4段目に、個人情報漏えい時の対応についてのマニュアルの有無について「はい、いいえ」のチェックする欄があります。ISMSでは事故の重大性についてのチェック項目があります。横浜市でいえば、市長まで報告しなければならないもの、記者発表をするもの、軽微な事故といった区分がマニュアルで定まっているかという点です。横浜市側や委託する側にとって、どこまで報告されるのかが提示されているほうがよいかと思いました。あまり細分化してしまうと実務上の運用が難しくなり、そこまで報告するのかということもあるかと思いますが、検討ください。

(事務局) 不祥事については原則全て公表します。その中でも重大性に基づいて、個別に記者発表する事案、月次報告する事案、マイナンバー関係のように国にも報告する事案等幾つか分類があります。

4月からは、漏えい事故の態様によっては個人情報保護委員会への報告も必要になってきます。チェックリストを作成する段階でどのようなパターンが考えられるのかをあらかじめ把握できたほうが、事故が発生した際に市としても対応しやすいという利点は確かにあるので、検討したいと思います。

(中村会長) 今日ここで出た委員の皆様の御意見も踏まえて、引き続き事務局で検討をお願いします。

本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 事務局から御連絡いたします。

まず、第三者評価委員会に関する話です。先日の実施調査終了後に署長及び所長に電話で連絡をしたところ、「外部の方から監査、指摘を受けるというのは新鮮で、良い刺激になった」というメッセージを頂きました。

また、加島委員からも御紹介いただいたように、事故防止のキャンペーンを11月から行う予定であります。昨年度の個人情報漏えい事故の件数は、過去最多で429件発生しております。今年度も過去最多の昨年を上回るペースで漏えい事故が発生しており、他自治体と比較しても事故件数が遥かに多いという現状でございます。事故の内容としては誤送付、誤交付等の軽微なミスによる事故が多くを占め、ダブルチェック等を適切に行っていれば、防げたと思われる

	<p>事案も散見されます。</p> <p>そのため、「当たり前のことを、バカにせず、ちゃんとやる」という言葉の頭文字を取り、「ABC キャンペーン」と銘打ってキャンペーンを実施し、全庁的にダブルチェック等の「当たり前のこと」をきちんとやるよう、周知していきたいと思います。チラシや広報等を用いて周知していく予定ですので、内容が固まり次第、改めて報告いたします。</p> <p>(中村会長) 他に何か連絡事項はございますか。</p> <p>(事務局) 本日本日予定された議事及び連絡事項は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、11月30日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第204回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第204回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和4年11月30日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和4年11月30日第205回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。